

令和 5 年 10 月

職員の給与等に関する報告及び勧告

新潟県人事委員会

令和5年人事委員会報告及び勧告に当たって

新潟県人事委員会

委員長 氏家信彦

- 1 職員の皆様には、県政の様々な行政課題に真摯に取り組むとともに、度重なる緊急事態等に迅速に対応していただき、心から敬意を表します。

一方で、公金の私的流用等、県民の信頼を揺るがす事案が発生したことは誠に遺憾であり、今後も、高い倫理観と全体の奉仕者であることの自覚を保持しながら職務に当たることを要望します。

- 2 本年の給与勧告は、公民較差の状況や人事院の給与勧告等を踏まえ、給料表については、民間企業における初任給の動向や人材確保の観点から、初任給をはじめ若年層に重点を置いた上で、全年齢層の引上げ改定を行うこととしました。また、期末・勤勉手当については、支給月数を引き上げることとしました。

- 3 社会情勢が大きく変化する中、複雑化・高度化する県政の様々な課題に対応し、質の高い行政サービスを提供するためには、有為な人材を確保しつつ、職員一人ひとりが能力を発揮し、組織全体の力を高めていくことが求められております。

こうした中、近年、採用試験受験者数は、民間企業等の雇用情勢をはじめ、少子化に伴う受験年齢人口減少等の影響から、減少傾向が続いております。このような状態が続けば、行政サービスの安定的な提供に影響を及ぼし、ひいては県行政の持続的な発展に支障をきたすことも懸念されるところです。

また、それぞれの職場では、DXによる業務の効率化や柔軟な働き方が可能な環境整備など働き方改革が進められる一方で、依然として多くの職員が長時間勤務を行っている状況です。このことは、職員の健康保持、ワーク・ライフ・バランス及び有為な人材の確保等の観点からも、改善が望まれるところです。

4 こうしたことを踏まえ、次のとおり報告を行いました。

第一は、県行政を支える多様で有為な人材の確保です。職員採用試験の受験者数の減少に対応するためには、これまで以上に任命権者と連携し、試験方法等の見直しや、県職員の仕事の魅力等を伝える広報活動の強化を図る必要があります。さらに、民間企業等で培われた専門的な知識や経験を有する人材を確保した上で、そうした人材が公務へ円滑に適応し、その能力を存分に発揮できるような取組が必要です。

第二は、職員がやりがいを持ち、個々の力を最大限発揮できる人材育成と人事管理です。職員の意欲と能力の向上を図り、組織全体の力を高めていくためには、若手職員の成長を促す取組や管理職員のマネジメント能力向上に向けた取組等に加えて、多様な人材が活躍できる職場づくりを進めることが必要です。

第三は、ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境整備です。新潟県が魅力があり選ばれる職場であるためにも、長時間勤務の是正はもとより、テレワーク等の柔軟な働き方への対応や、仕事と生活の両立支援等を進めることで、職員が健康を保持しながら安心して働くことのできる環境を整備することが必要です。

5 人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている職員に対して、社会一般の情勢に適応した適正な処遇を確保することを目的とするものであり、長年の経緯を経て職員給与の決定方式として定着してきたものです。

県議会及び知事におかれましては、勧告制度の意義や役割を御理解いただき、勧告どおり実施されますよう要請いたします。

また、県民の皆様には、本委員会が行う給与勧告の意義及び職員の適正な処遇を確保することの必要性について、御理解をいただきたいと思っております。



新人委第174号
令和5年10月18日

新潟県議会議長 楡井辰雄様

新潟県知事 花角英世様

新潟県人事委員会委員長 氏家信彦

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

別紙第 1

報 告

本委員会は、「一般職の職員の給与に関する条例」及び「市町村立学校職員の給与に関する条例」の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与の実態、給与を決定する諸事情について調査研究を行ってきたが、その結果は以下のとおりである。

第 1 職員の給与について

1 職員の給与

本委員会が、本年 4 月 1 日現在で実施した「令和 5 年職員給与実態調査」の概要は、次のとおりである。

(1) 職員構成

職員数は、一般職員 5,849 人、警察官 4,033 人、県立学校職員 3,844 人、市町村立学校職員 8,283 人、計 22,009 人となっており、昨年に比べ 347 人減少している。

また、平均年齢は 43.0 歳、平均経験年数は 20.7 年、男女別構成は男 61.9%、女 38.1%、学歴別構成は大学卒 81.1%、短大卒 7.0%、高校卒 11.9%、中学卒 0.0%となっている。(資料第 1 表、第 2 表)

(2) 平均給与月額等

職員は、従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、医療職、研究職、福祉職及び学校栄養職の 7 種 13 給料表の適用を受けているが、これら職員全員の本年 4 月における平均給与月額は、給料 355,832 円、扶養手当 9,099 円、地域手当 606 円、その他の手当 17,970 円、計 383,507 円

となっている。

このうち民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員（平均年齢44.0歳、平均経験年数21.8年）の平均給与月額は、給料335,300円、扶養手当9,171円、地域手当759円、その他の手当19,309円、計364,539円となっている。

なお、職員の給与は、本県の厳しい財政状況を踏まえ、令和元年11月から「知事等の給与の特例に関する条例（令和元年新潟県条例第18号。以下「特例条例」という。）」により特例的に減額措置がとられており、職員の役職段階に応じ、給料月額の1.5～10%、管理職手当の5～10%及び期末手当・勤勉手当の3～10%がそれぞれ減額されている。当該減額措置がないものとした場合、職員全員の平均給与月額は391,886円、このうち行政職給料表適用職員の平均給与月額は373,243円となっている。（資料第1表、第2表）

2 民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との比較を行うため、本年も、人事院及び新潟市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内1,182事業所のうちから、246事業所を層化無作為抽出法(注)によって抽出の上、「令和5年職種別民間給与実態調査を実施し、公務と類似すると認められる76種類の職務に従事する者6,356人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査した。

(注) 特定の条件（規模、産業等）によりグループ（層）を作成し、それぞれの層から無作為に対象を抽出する方法

その主な調査結果の概要は、次のとおりである。

(1) 初任給の状況

別表第1に示すとおり、新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で24.1%（昨年22.2%）、高校卒で10.0%（同13.0%）となっている。そ

のうち、初任給について、増額した事業所の割合は大学卒で59.5%（同38.3%）、高校卒で83.7%（同57.4%）、据え置いた事業所の割合は大学卒で40.5%（同61.7%）、高校卒で16.3%（同42.6%）となっており、減額した事業所は昨年を引き続きなかった。

(2) 給与改定の状況

別表第2に示すとおり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は48.1%（昨年37.9%）となっている。一方、ベースダウンを実施した事業所はなかった。（同0.5%）

また、別表第3に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は93.8%（昨年91.1%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は28.2%（同28.6%）、減額となっている事業所の割合は0.6%（同3.7%）となっている。

3 職員と民間従業員との給与比較

(1) 公民給与の較差

本委員会は、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあつては行政職給料表適用職員、民間にあつてはこれに相当する職種の職務に従事する者について、相互の給与を比較した。

職員の給与については、特例条例により減額措置がとられているが、当該減額措置は、本県の厳しい財政状況を踏まえた特例的なものであり、本来支給される給与水準を示すという給与勧告の趣旨から、公民給与の比較に当たっては、減額前の職員の給与を基礎とすることが適当であるとする。これにより比較したところ、別表第4に示すとおり、職員の給与が民間従業員の給与を2,780円（0.74%）下回っている。

なお、減額後の職員の給与を基礎として比較した場合、職員の給与が民間従業員の給与を11,484円（3.15%）下回っている。

また、職員と民間従業員の比較に当たって使用した給与種目は別表第5のとおりである。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給を調査した結果は、別表第6に示すとおりであって、平均給与月額 \times 4.48月分に相当しており、職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間の平均支給月数（4.40月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.08月分下回っている。

なお、特別給の比較に当たっても、本来支給される給与水準を示すという給与勧告の趣旨から、特例条例による減額措置を考慮しないことが適当であると考える。

4 職員と国家公務員との給与比較

民間従業員の給与との比較を行っている行政職給料表適用職員と国家公務員の行政職俸給表(一)適用者の本年4月における平均給与月額は別表第7のとおりである。

5 物価及び生計費

総務省による本年4月の消費者物価指数は、昨年同月に比べ、新潟市では2.6%、全国では3.5%の上昇となっている。

また、本委員会が総務省の家計調査等を基礎として算定した2人世帯、3人世帯及び4人世帯の新潟市における標準生計費は、本年4月においてそれぞれ110,580円、151,870円及び193,140円となっている。（資料第24表、第25表）

6 人事院の給与勧告等

人事院は、本年8月7日、一般職国家公務員の給与等について報告を行い、併せて給与等の改定について勧告を行った。(概要は別記「人事院勧告の概要」のとおり。以下「人事院勧告」という。)

7 給与改定等

職員の給与及び民間給与の実態とそれぞれの比較、物価及び生計費の状況並びに人事院勧告の概要等は、以上述べたとおりである。

これらを総合的に勘案し、本委員会は、職員の給与の改定等について次のとおり判断した。

(1) 職員の給与の改定

ア 給料表

民間給与と比較を行っている行政職給料表については、公民較差の状況等を踏まえ、引上げ改定を行うこととする。

具体的には、人事院勧告において初任給をはじめ若年層に重点を置いた上で、全年齢層を対象に引上げを行ったこと及び民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、職員採用試験（高校卒業程度）に係る初任給を12,000円、職員採用試験（大学卒業程度）に係る初任給を10,700円引き上げることとし、若年層が在職する号給に重点を置いた上で、全年齢層において引上げ改定を行う。

また、定年前再任用短時間勤務職員(注)の基準給料月額については、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定を行う。

この改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する。

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の引上げ改定を行うこととする。

(注) 60歳に達した日以後、定年前に一旦退職した上で短時間勤務の職に採用された職員

イ 地域手当

県内の地域に在勤する職員に支給する地域手当については、平成26年の報告において、人事管理面への影響、民間の状況及び他の都道府県の状況を考慮して県内一律に支給することとし、支給割合を人事院勧告に準じた場合を基礎に行政職給料表適用職員の在勤状況を考慮して算出した1.5%とした。

その後、平成29年4月に新潟市の義務教育諸学校の教職員に係る給与負担が県から新潟市に移譲されたことから、職員の在勤状況は報告時と比べて大きな変動が生じている。それに伴い、県内の地域に在勤する職員に支給する地域手当については、特例条例による減額措置がないものとしたとき、国の指定基準にのっとりした場合の支給総額を上回っている状況にある。

また、本県と同様の状況にある他の都道府県においては、各団体の実情に応じた見直しがなされていることから、本県においてもその実情を踏まえた対応を検討する必要がある。

ウ 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当については、医師の人材確保や処遇改善を図るため、人事院勧告に準じて改定し、本年4月に遡及して実施することとする。

エ 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.1月分引き上げ、4.50月分とする。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況や人事院勧告等を踏まえ、本年度については、12月期

の勤勉手当に配分し、令和6年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。

また、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

(2) 給与制度のアップデート

人事院は、昨年の職員の給与に関する報告において、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に取り組み、令和6年に必要な措置を講ずる方針を表明した。

また、人事院は、本年の公務員人事管理に関する報告において、現下の人事管理上の重点課題である、人材の確保への対応、組織パフォーマンスの向上及び働き方やライフスタイルの多様化への対応のため、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を示した上で、今後、検討作業を進めることとした。

本委員会においても、人事院の検討状況や今後の取組、他の都道府県の動向及び民間の状況等に留意しながら、引き続き検討を進めていく必要がある。

第2 公務員人事管理について

1 県行政を支える多様で有為な人材の確保

職員採用をめぐる環境は、民間企業等の雇用情勢をはじめ、少子化に伴う受験年齢人口の減少などの影響により厳しさが一層増している。本県においても、職員採用試験の受験者数は減少しており、特に本年度は、一般行政職における受験者数の減少が顕著であった。また、一部の技術系専門職種においては採用予定者数を確保できないなど、専門的な知見の世代間の継承や計画的な人事配置、人材育成などが困難となることが懸念される。

このような危機的な状況において、将来にわたって必要な行政サービスを安定的に提供していくためには、多様で有為な人材の確保は喫緊の課題であり、これまで以上に任命権者と危機感を共有し、連携した取組が必要である。

特に採用困難な専門職種のうち総合土木職については、民間企業の採用活動の早期化を踏まえ、令和4年度に従来方式の6月実施の試験に加え、先行して4月にも試験を実施したところである。本年度は、日程の更なる前倒しを図りつつ、職種を林業職にも拡充し、受験者の確保に努めてきた。

引き続き、採用試験の実施時期や試験方法等の検討を進めていくことが必要である。

職員採用のための広報活動については、これまで、県職員セミナーや各種ガイダンス、SNS等による情報発信により、県職員の仕事の魅力ややりがいのほか、新潟での充実した暮らしぶりを伝えるための広報を強化してきた。

令和4年度は新たに、ワークショップ形式のワンデーインターンシップを開催し、県で働くことの雰囲気や仕事に対する考え方を参加者に伝えたことにより、参加者の志望度を高めることにつながった。さらに、人事委員会ブログでは、これまでも、県職員を身近に感じられる情報を発信してきたところであるが、新たに専門職の仕事を紹介する記事を連載し、幅広

い分野で県民の生活を支える県職員の姿を伝える工夫を行ってきた。

本年度は、若手職員を対象とした県の採用広報に関するアンケート調査等を行ったところ、早くから就職を意識する学生が多いことや就職活動期間を通じて継続的な情報発信を求めていることなどが明らかとなった。

今後は、大学1、2年生に対する早期のアプローチや、学生の就職活動の段階に応じた情報発信の工夫など、任命権者と連携しながら、広報を更に充実させていく必要がある。

また、複雑化・高度化する行政課題に対応するためには、民間企業等で培われた専門的な知識や経験を有する人材を確保することが一層重要となっている。本県では、民間企業等職務経験者を対象としたキャリア採用試験を実施しており、本年度は、求める職務経験を明確にした「ジョブ型採用枠」において、試験日程の短縮と併せ、受験機会を年2回に増やすなどの見直しを行い、受験者の確保に努めているところである。

今後、そうした人材の確保に向けては、受験機会の更なる拡充や広報活動を充実していく必要がある。また、任命権者において、多様なバックグラウンドを持つ人材が、公務へ円滑に適応し、その能力を存分に発揮できるよう取組を進める必要がある。

2 職員がやりがいを持ち個々の力を最大限発揮できる人材育成と人事管理

(1) 人材の育成

県行政を持続的に発展させていくためには、職員一人ひとりがやりがいを持ちながら能力を最大限に発揮し、組織全体の力を高めていくことが重要である。

任命権者においては、職員育成に係る基本方針等に基づき、職員研修、人事評価、人事制度を通じて、人材育成や職場風土づくりを進めている。本年3月には「新潟県庁働き方改革行動計画」を改定し、新たな視点として「自己の成長実感（やりがいの向上）」を盛り込み、今後、職員が自

らキャリア形成を考える機会を作ることを検討しているところである。特に、若手職員には、このような機会を通じて主体的な成長を促す取組が重要である。

また、組織統率や人材育成等の観点から、管理職員においてマネジメント能力の向上に向けた取組等を一層進めていくことも重要である。

さらに、多様な視点や柔軟な発想を学ぶ観点から、地域活性化やビジネスにかかわる人々と交流・連携することも大切である。

脱炭素やデジタル化、分散型社会の構築などの県政の重要課題については、これに対応できる人材を育成していく必要がある。とりわけ、デジタル化に関しては、県行政全般においてデジタル技術の活用により大幅な業務の効率化や質の高い成果を上げていくことが求められている。任命権者が本年3月に策定した「新潟県職員デジタル人材育成計画」では、職員の階層に応じた役割が示され、必要なスキルの習得に向け、研修等による人材育成に取り組むこととされており、今後も引き続き、本県のデジタル改革に向け、職員の育成が必要である。

(2) 能力・実績に基づく人事管理

職員の能力と実績に基づく人事管理の徹底は、行政運営の効率化を図っていくために不可欠であり、その基礎となる人事評価は人材育成・マネジメント強化のためのツールとしても重要である。

本県においても、職員が成長を実感しつつ仕事への意欲と能力を高め、組織を効率的に運営し、県民サービスの向上に寄与するため、任命権者において人事評価を実施しているが、その評価結果を人事管理の基礎として十分に活用するためには、公平性、透明性、納得性の高いものである必要がある。

人事評価制度においては、令和4年度に所属方針を全体で共有した上で、個々の職員の目標との連鎖を徹底することにより、組織への参加意識を高め、モチベーションが向上するよう見直しが行われた。

また、管理・監督職の目標設定においては、時間外勤務の縮減等、マ

ネジメントに関連する目標を必須化することにより、ワーク・ライフ・バランス等の更なる推進を図ったところである。

任命権者においては、引き続き制度の意義を職員へ周知しながら適切に運用していくことが重要である。

(3) 誰もが活躍できる職場づくり

様々な県政の課題に対応し、質の高い行政サービスを提供し続けるためには、性別、障害の有無、年齢にかかわらず、一人ひとりがその意欲と能力に応じて活躍できる職場づくりに取り組む必要がある。

ア 女性職員の活躍推進

県の組織全体の力を高めていくためには、女性が能力を十分に発揮して働ける環境整備や女性活躍に向けた意識改革を進めることが重要である。

女性職員の登用については、任命権者が、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画に基づき、取組を進めているところである。採用者に占める女性の割合は増加傾向にある一方、管理職（課長級以上）に占める女性職員の割合は、目標を達成できていない状況にある。

任命権者においては、人事配置等を通じた女性の職域・活躍の場の拡大、意欲・能力のある職員の積極的な登用、研修を通じた女性のキャリア形成の支援を実施しているところである。今後も、これらの取組を通じて、女性職員の活躍推進に努めるとともに、仕事と生活の両立支援や働き方改革などを一層進めていく必要がある。

イ 障害を有する職員の活躍推進

障害者の雇用の促進等に関する法律では、障害を有する人々が経済社会を構成する労働者の一員として、職業生活においてその能力を発揮する機会を与えられることが、基本理念とされている。

この法律の趣旨を踏まえ、障害者の雇用については、合理的な配慮を行いながら障害者採用選考考査を実施しているところである。

任命権者においては、「障害者活躍推進計画」を策定し、障害者が働きやすい職場づくりや職場環境の整備・拡充に努めており、本年度からは、県庁内に「事務集約オフィス」を開設したところである。

今後も、障害者が障害特性や個性に応じて意欲と能力を有効に発揮できるよう、同計画における取組を着実に進めていく必要がある。

ウ 定年の引上げに係る対応及び高齢層職員の活躍推進

本年度から実施されている段階的な定年の引上げについては、採用から退職までの人事管理全般に影響を与えることから、引き続き、職員の職務や配置、採用計画などについて検討を進めるとともに、職員への丁寧な情報提供が必要である。

任命権者においては、これまでも、再任用された職員に対して、新たな立場にスムーズに対応できるよう研修を行ってきたところである。今後も、高齢層職員がこれまで培った知識、技術、経験等を生かしてその能力を十分に発揮しつつ、次の世代へ円滑に継承し、意欲とやりがいを持って働けるよう取り組む必要がある。

3 ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境整備

(1) 長時間勤務の是正

本県では様々な行政課題がある中で新型コロナウイルス感染症や多発する災害への対応等も加わり、長時間勤務を行う職員が多数発生している。長時間勤務の是正は、職員の健康保持、ワーク・ライフ・バランス及び有為な人材の確保等の観点から、極めて重要な課題である。

本委員会においては、時間外勤務を命ずることができる上限時間を設定し、上限時間の遵守状況について調査・指導を行ってきたところである。また、任命権者においては、「新潟県庁働き方改革行動計画」に基づ

く時間外勤務縮減対策に取り組んできており、デジタル化の推進や部局間・部局内における応援体制の積極的な運用、その他様々な業務の効率化等の取組が行われている。

本委員会が令和4年度の長時間勤務の状況を調査したところ、知事部局における1人当たりの時間外勤務の時間は、令和3年度に比べて増加していた。また、上限規則の対象となる職員全体において、1箇月に100時間以上の時間外勤務を行った職員は172人、割合では1.7%（令和3年度196人、1.9%）、1年に720時間を超えた職員は90人、割合では0.9%（同105人、1.0%）であり、いずれも令和3年度に比べて若干減少したものの、依然として多くの職員が長時間勤務を行っていた。

長時間の時間外勤務の大きな要因は、県北豪雨災害や新型コロナウイルス感染症、鳥インフルエンザへの対応であり、任命権者は、職員の増員や他部局からの応援など、全庁的な体制の構築等に取り組んだが、一日も早い災害復旧や県民生活の安全・安心の確保のため、時間外勤務を行う必要がある状況であったと認められる。

しかしながら、長時間勤務を行っている職員が多く発生している状況であり、職員の心身両面にわたる健康の保持のためにも、時間外勤務縮減に向けた一層の取組が求められる。

教育職員の長時間勤務に対しては、「県立学校における教員の勤務時間の上限に関する方針」（令和元年12月策定）や「新潟県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則」（令和3年4月施行）に基づいて、時間外勤務の上限時間を定め、教育委員会が業務量の適切な管理を行うこととしている。

任命権者において、部活動指導員等の外部人材の活用や、デジタル採点システム導入等のデジタル化の取組を進めているが、本委員会が令和4年度の県立学校教育職員の時間外の勤務時間を調査したところ、1箇月に100時間以上の時間外勤務を行った教育職員は151人、割合では5.1%（令和3年度151人、4.9%）、1年に720時間を超えた教育職員は303人、割合では10.2%（同210人、6.8%）であり、1年に720時間を超えた

教育職員が令和3年度に比べて大幅に増加していた。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い一時的に縮小されていた学校行事や部活動が再開されたことが、大きな要因として考えられる。

依然として長時間勤務を行っている教育職員が多数存在することから、教育委員会においては、教育職員の多忙化解消に向けた取組を一層進めていく必要がある。

時間外勤務縮減のためには、所属長等の管理職が、職員への適切な業務配分による業務の平準化を行うなど、マネジメントの強化に努めることが重要である。併せて、デジタル技術の活用等による業務の効率化・合理化に取り組むなど、不断の見直しを進めることが重要である。

特に、上限を上回る時間外勤務が常態化している一部の職場においては、管理職が、時間外勤務の縮減が自らの重要な責務であることを自覚し、徹底した業務の精選やスリム化等による業務手法の抜本的な見直しを行っていく必要がある。

また、職員一人ひとりが業務改善や効率性を意識し、所属全体で時間外勤務縮減に向けて取り組むことも求められる。

任命権者においては、必要に応じて、適切な措置を講じるとともに、業務量に応じた柔軟な対応を行うことが求められる。また、時間外勤務の上限時間を形式的に遵守することのみが目的化することのないよう、業務の見直しや効率化等の長時間勤務縮減方策にも併せて取り組むことが必要である。

本委員会においては、これまで労働法令遵守の観点から、対象となる事業所に対して36協定の遵守状況等の調査を実施し、違反が認められた事業所に指導を行ってきた。また、任命権者に対して上限時間の遵守状況の調査を行い、上限を超えた時間外勤務があった場合は規則を遵守するよう指導を行うとともに、是正に向けた取組について報告を求めてきたところである。さらに、時間外勤務が多い所属を中心に現地調査を実施し、管理職による勤務時間の把握状況や、時間外勤務の状況、要因、是正の取組等について確認をした上で、必要な指導を行ってきた。

今後も職権を有する職員の労働基準監督機関として、労働法令の遵守はもとより、職員の健康保持の観点から、長時間勤務の是正に向け、調査・指導等の必要な取組を進めていく。

(2) 柔軟な働き方への対応

ア テレワークの推進

テレワークの活用により職員の働く場所を柔軟化することは、ワーク・ライフ・バランスの実現や業務の効率化につながるとともに、職場の魅力を高め、多様で有為な人材の確保に資するものである。また、災害時や感染症拡大時の業務継続等にも有効なものである。

任命権者においては、テレワークへのモバイルパソコンの利用拡大などICT環境の整備、在宅勤務場所の拡充やサテライトオフィスの活用等、テレワークを実施しやすい環境の整備が進められているところである。

柔軟で多様な働き方に対応した勤務環境の整備や生産性の高い働き方の実現に向け、ICT環境の変化に職員が円滑に対応できるよう配慮するとともに、業務の性質を見極めながら、引き続きテレワークの浸透・定着に向けた取組を推進する必要がある。

なお、人事院は、在宅勤務等を中心とした働き方をする職員を対象とした在宅勤務等手当の新設を勧告したところであるが、本委員会としては、職員の在宅勤務実施状況、他の都道府県の動向等を引き続き注視していくこととする。

イ 勤務間のインターバルの確保

勤務間のインターバルにより、睡眠時間を含む生活時間を十分に確保することは、健康の確保のために不可欠であるとともに、仕事と生活の調和がとれた働き方を追求するためにも重要なものである。

本県においては、勤務間インターバル制度を令和元年7月から導入しており、任命権者において、適用状況及び課題を踏まえた制度の見

直しなど利用促進の取組が進められているところである。

今後も引き続き、公務の運営に支障が生じないように留意しながら、制度の利用をより一層促進していくため、周知啓発等取組を推進する必要がある。

ウ その他

人事院は、国家公務員のフレックスタイム制について、これまで育児介護等職員に限り、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することができることとしていたが、本年、この措置の対象を一般職員にも拡大することなどを内容とする見直しを行うことを勧告した。

本県においては、フレックスタイム制は導入しておらず、制度上様々な課題があると考えられる。今後も、他の都道府県の動向を注視していく必要がある。

(3) 仕事と生活の両立支援

職員一人ひとりが能力を十分に発揮し、意欲的に職務に取り組むためには、育児や介護等の事情を有する職員が安心して働き続けることのできる環境の整備が重要である。

こうした観点から、本県においても、妊娠、出産、育児に伴う休暇・休業取得の促進は重要な課題であり、育児休業の取得回数制限の緩和及び育児参加のための休暇の拡大等、国家公務員に係る改正に準じた内容で、順次制度の拡充を行ってきた。

任命権者においては、男性職員が育児休業を取得しやすい環境づくりに努めており、令和4年度の取得率が令和3年度の30%台から大幅に上昇し50%を超えるなど、目標を上回る状況となっている。

一方、国では、本年6月に閣議決定された「こども未来戦略方針」において、男性公務員に係る令和7年の育児休業取得率の政府目標が、従来の30%から85%に引き上げられ、取得期間も1週間以上とされたところ

ろである。任命権者においては、今後、更なる取得率・取得期間の向上に向け、周知啓発や職場の理解促進など制度を利用しやすい環境の整備を更に進めていく必要がある。

また、不妊治療を受けやすい職場環境の整備は社会全体の要請であり、不妊治療への保険適用拡大や民間企業において取組を促進するための各種施策が講じられている。

本県においても、不妊治療と仕事の両立を支援する必要性は高く、国に先駆けて不妊治療のための短期休暇を制度化するなど、積極的に取り組んできたところである。

これらの取組に加え、現行の制度では対応が難しい長期治療に専念したいという職員ニーズが認められることから、一定の期間安心して、不妊治療に専念できる環境の整備について検討する必要がある。

(4) 職員の健康管理

依然として多くの職員が精神疾患による長期の休暇の取得又は休職をしており、特に近年、若年層においても増加傾向にある。職員が能力を十分に発揮するためにも、職員の心の健康づくりは引き続き重要な課題である。

メンタルヘルスに係る相談のしやすい環境の整備や、メンタルヘルスの不調の原因にもなり得るハラスメントの防止に向けた取組を進めることが重要である。

また、長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす重要な要因の一つと考えられていることから、時間外勤務を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を確保するための適切な措置を講じる必要がある。

任命権者においては、これまで、心の健康問題による長期療養者の職場復帰支援、ストレスチェック結果の職場環境改善への活用など様々な措置を実施してきたほか、長時間勤務を行った職員に対する面接指導やメンタルヘルス相談の一部オンライン化を実施してきたところである。今後も、必要に応じてオンラインの活用・推進を図るなど、状況の改善

に向け、一層の取組に努めていく必要がある。

(5) ハラスメント防止に向けた取組

職場におけるハラスメントは、職員が能力を十分に発揮することの妨げになるとともに、職場秩序の乱れや業務遂行への支障につながる重大な問題である。また、近年、社会全体で、組織外からのハラスメントに対する対応への関心も高まっている。

任命権者においては、指針や要綱を定め、職員の意識啓発、相談窓口の設置、ハラスメントの防止や相談対応に係る研修の実施等様々な対策に取り組んでいるところである。

しかし、依然として、各任命権者及び本委員会が設置している相談窓口には、ハラスメントに関する相談が一定数寄せられている。

任命権者においては、職場における実態を踏まえながら、ハラスメントの発生防止に向けて、対策を継続的に実施していく必要がある。

4 公務員倫理の確保

これまでも厳正な服務規律の確保と高い公務員倫理の保持の必要性については、繰り返し言及してきたところであるが、本年6月において、公金の私的流用等の重大な不正・不適切な事務処理が明らかになった。また依然として、一部の職員が飲酒運転をはじめとした重大な法令違反等の不祥事を発生させ、県民の信頼を揺るがす事態が生じている。公務に対する信頼を確保するためには、法令を遵守するとともに、真摯に職務に精励することが前提となる。

任命権者においては、再発防止策の徹底を図るとともに、職員の綱紀の保持及び服務規律の確保に万全を期すなど、不祥事の根絶に向けて対策を進める必要がある。

職員においても、勤務時間の内外を問わず、一人ひとりが高い倫理観と、全体の奉仕者であることの自覚を持ち、県民の期待と信頼に応えられるよ

う行動する必要がある。

第3 むすび

給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権を制約されている職員の適正な処遇を確保するため、情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準を民間の給与水準に合わせることを基本とし、国及び他の都道府県の職員の給与等を考慮して決定する方式として、長年の経緯を経て定着してきた。

本年の勧告は、公民較差を解消するための給料表の引上げ並びに初任給調整手当及び勤勉手当の引上げを行う内容となったが、民間準拠を基本とした給与決定の仕組みは、職員に対し適正な給与水準を保障し、公務に必要な人材の確保や円滑な行政運営に寄与するものである。

県議会及び知事におかれては、給与勧告制度の意義や役割に理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別表第 1

民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	企業規模	項目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
				増額	据置き	減額	
大 学 卒	規模計	24.1 (22.2)	59.5 (38.3)	40.5 (61.7)	0.0 (0.0)	75.9 (77.8)	
	500人以上	29.3	67.9	32.1	0.0	70.7	
	100人以上 500人未満	27.2	57.2	42.8	0.0	72.8	
	50人以上 100人未満	12.6	42.8	57.2	0.0	87.4	
高 校 卒	規模計	10.0 (13.0)	83.7 (57.4)	16.3 (42.6)	0.0 (0.0)	90.0 (87.0)	
	500人以上	8.7	73.1	26.9	0.0	91.3	
	100人以上 500人未満	9.6	78.6	21.4	0.0	90.4	
	50人以上 100人未満	12.4	100.0	0.0	0.0	87.6	

(注) 1 「初任給の改定状況」は、採用がある事業所を100とした割合である。
2 () は昨年の数値である。

別表第 2

民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
係員		48.1 (37.9)	3.0 (11.5)	0.0 (0.5)	48.9 (50.1)
課長級		42.5 (28.5)	5.9 (15.2)	0.0 (0.5)	51.6 (55.8)

(注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。
2 () は昨年の数値である。

別表第3

民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係 員	95.8 (91.5)	93.8 (91.1)	28.2 (28.6)	0.6 (3.7)	65.0 (58.8)	2.0 (0.4)	4.2 (8.5)
課長級	90.8 (80.9)	87.6 (80.4)	23.0 (23.8)	1.3 (3.8)	63.3 (52.8)	3.2 (0.5)	9.2 (19.1)

- (注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
 2 () は去年の数値である。

別表第4

職員と民間従業員の給与較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A) - (B)
376,023 円	減額措置前 373,243 円	2,780 円 0.74 %
	(減額措置後 364,539 円)	(11,484 円) (3.15 %)

- (注) 1 公民ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
 2 職員給与の上段は特例条例による減額措置前の額であり、下段は特例条例による減額措置後の額である。
 3 較差の上段は特例条例による減額措置前の職員給与に基づき算定した数値であり、下段は特例条例による減額措置後の職員給与に基づき算定した数値である。

別表第5

公民比較における比較対象給与種目

民間給与	職員給与
きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたもの	給料月額、給料の調整額、扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当（基礎額）、特地勤務手当等、寒冷地手当

別表第 6

民間における特別給の支給状況

項 目	区 分	事務・技術等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (A 1)	358,506 円
	上半期 (A 2)	351,954 円
特別給の支給額	下半期 (B 1)	819,525 円
	上半期 (B 2)	770,462 円
特別給の支給割合	下半期 ($\frac{B1}{A1}$)	2.29 月分
	上半期 ($\frac{B2}{A2}$)	2.19 月分
年 間 計		4.48 月分

(注) 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.40月である。

別表第 7

職員と国家公務員との給与比較

その1 民間従業員の給与との比較に用いる平均給与月額の比較 (令和5年4月)

(単位:円)

職員区分		平均給与月額	給料(俸給)の月額	地域手当	扶養手当	諸手当
国家公務員		404,015	322,487	41,206	8,602	31,720
本県職員	減額措置前	373,243	338,457	5,827	9,171	19,788
	減額措置後	364,539	335,300	759	9,171	19,309

(注) 1 平均給与月額等は「令和5年国家公務員給与等実態調査」及び「令和5年職員給与実態調査」によるものである。

2 国家公務員の平均年齢は42.4歳、本県職員の平均年齢は44.0歳である。

3 本県職員の上段は特例条例による減額措置前の額であり、下段は特例条例による減額措置後の額である。

その2 ラスパイレス指数

区 分	国	本県
令和4年4月	100	99.1

(注) 1 上記指数は、国家公務員の行政職俸給表(-)適用者とこれに相当する本県職員の給料月額について、国家公務員を100とし、学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により比較したものである。

2 地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数は97.8である。

令和5年 公務員人事管理に関する報告の骨子



基本的な考え方


社会経済情勢や国際情勢が激変する中、国民の利益を守り、世界最高水準の行政サービスを提供し、活力ある社会を築く

➡ 行政の経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠

職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される環境整備が必要

01 

公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組

02 

職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

03 

多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備

さらに、新時代にふさわしい公務員人事管理を実現すべく、有識者会議を設置し聖域なく課題横断的に議論（令和6年秋を目途に最終提言）

1 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組



課題認識

公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、採用試験を通じた新規学卒者等の確保・育成だけでは組織を維持することは難しく、民間企業等で多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠。これを実現するため、採用手法、人材育成、給与等の在り方について一体的な取組を推進していく必要

課題への対応

民間と公務の知の融合の推進

実務の中核を担う人材の積極的誘致

幅広い府省において、民間人材等を政策・事業の実施等を担う係長級の職員として採用する試験を創設

官民人事交流の促進のための発信強化

交流経験者へのアンケート調査により、官民人事交流を通じて得られる効果等を把握し積極的に官民双方に向け発信

公務組織への円滑な適応支援(オンボーディング)の充実

民間人材等が早期に職場に適応し能力発揮できるようにするため、オンボーディング研修の拡充や好事例の共有等

採用試験の実施方法の見直し

採用試験改革を着実に進めるとともに、受験しやすい試験実施方法を実現する観点から、オンライン方式を活用した採用試験の実施に向けた課題等を整理・検討

今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組

優秀な人材確保に資する採用戦略の検討

優秀な新規学卒者や民間人材、理系人材等の獲得に必要な採用戦略の在り方を多角的な観点から議論する場として、有識者を交えた意見交換スキームを創設

人材確保を支える処遇の実現

令和6年
給与アップデート

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- ✓ 新卒初任給の引上げ
- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(若手・中堅優秀者の処遇引上げ、民間人材等の採用時給与のベース引上げ)
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- ✓ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

非常勤職員制度の運用の在り方の検討

非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとの意見がある中、各府省の実態等を把握しつつ、制度の適切な運用の在り方等について検討

2 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

課題認識

職員のキャリア形成意識を各人の成長意欲等につなげ、組織全体のパフォーマンス向上等の原動力とすることが必要。そのため、職員個々のキャリアの明確化、幹部職員・管理職員のマネジメント力向上が不可欠。職員の学び直し、能力・実績に基づく登用等の推進も重要

課題への対応

職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進

- ✓ 20~30歳代の若手職員を対象としたキャリア支援研修やマネジメント層のキャリア支援力向上に資する取組を拡充
- ✓ 職員の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しのため、内閣人事局や各府省と協力し、職員が学びに利用できる研修や研修教材等を整理・一覧化
- ✓ 職員個人の主体的な学びが仕事にいかされ、キャリアパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となる「学びと仕事の好循環」の形成に向け、各府省との意見交換も踏まえながら分析・検討し、可能な支援を実施
- ✓ 職員の健康への配慮のほか、職務専念義務、職務の公正な執行、国民の公務への信頼の確保の必要性を踏まえつつ、職員としての成長や組織のパフォーマンス向上等につながるような兼業の在り方について、各府省等の意見を聞きながら検討

個々の力を組織の力へつなげる取組

組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進

人事評価結果を任用・給与へ適切に反映。制度内容の周知等、必要な指導・支援を実施。また、人事管理におけるデジタル活用について内閣人事局、デジタル庁や各府省とも連携し検討

職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現

令和6年
給与アップデート

役割や能力・実績等をより反映し、貢献にふさわしい処遇を実現

- ✓ 係長級~本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ✓ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ✓ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

全国各地での行政サービスを維持するため勤務地の異なる人事配置を円滑化

- ✓ 地域手当の大きくり化
- ✓ 新幹線通勤に係る手当額見直し
- ✓ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備

課題認識

価値観が多様化する中、個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする人事・給与制度の整備推進は、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては公務職場の魅力向上にも資する。こうした観点から、より柔軟な働き方を推進する取組等も求められる。また、超過勤務の縮減等、Well-beingの土台となる職場環境整備も急務

課題への対応

多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組

柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等

個々の職員の健康確保や希望に応じた働き方をより一層可能とするためのフレックスタイム制の見直し(※)、勤務間のインターバル確保、夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直し、テレワークガイドラインの策定等

※ 一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)ための勤務時間法の改正を勧告

仕事と生活の両立支援

各府省等の要望、民間の状況等を踏まえ必要な方策を検討、両立支援制度の整備・周知等に取組

職員の選択を後押しする給与制度上の措置

令和6年
給与アップデート

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を給与制度上も後押し

- ✓ 扶養手当の見直し
- ✓ テレワーク関連手当の新設(本年勧告)
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給、新幹線通勤に係る手当額見直し

職員のWell-beingの土台づくりに資する取組

超過勤務の縮減 — 負のイメージの払拭に向けて

勤務時間調査・指導室における超過勤務時間の適正管理等の調査・指導について、地方官署への調査を新たに実施。今後体制強化を図り更に充実。国会対応業務について各府省に改善の取組を求め、引き続き関係各方面に理解と協力をお願い。業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。人事・給与関係業務の改善を実施

職員の健康増進 — 公務版の「健康経営」の推進等

官民調査を実施し、健康管理体制の充実や効果的な健康管理施策の推進に向けて検討。心の健康に関する各取組を推進

ゼロ・ハラスメントに向けた取組

本府省・地方機関の課長級以上の職員等に対し、ハラスメント防止対策に関する自身の役割の重要性の理解促進を図る研修を実施。相談担当者のニーズに応じた研修の充実やサポートするための体制整備の具体化等に取組

令和5年 勤務時間に関する勧告の骨子

I 現状

- 育児介護等職員については、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することが可能
- 一般の職員については、本年4月のフレックスタイム制の改正により、コアタイム及び1日の最短勤務時間数を免除する日を、週1日を限度に各省各庁の長が設定することが可能に。ただし、勤務時間法の規定により、当該日を勤務しない日とすることまではできず、柔軟化の効果が限定的

II 必要性

- 職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作り、公務職場の魅力向上を図るため、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方を推進する取組が求められている
- フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するもの
- 単身赴任者の帰省、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、主体的な学びのための大学院通学等のために、平日に勤務しない日を作るニーズは一般の職員にも広く存在。近年、ワーク・ライフ・バランスがより重視されていること、定年引上げに伴い高齢の親族を有する職員の増加が見込まれること、学びの奨励等が進んでいること等に鑑みれば、これらのニーズは今後ますます高まる

III 概要

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)

IV 施行日

令和7年4月1日

令和5年 給与勧告の骨子



本年の給与勧告のポイント ～過去5年の平均と比べ、約10倍のペースアップ～

- ① 民間給与との較差:3,869円[0.96%]を解消するため、初任給を高卒:約8%[12,000円]、大卒:約6%[11,000円]引き上げる等、俸給表を引上げ改定
- ② ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
- ③ テレワーク中心の働き方をする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設[月額:3,000円]

※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以來33年ぶり。官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以來、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以來、26年ぶりの水準

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告(給与勧告)に基づき給与を決定
- ・ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること(民間準拠)を基本として給与勧告

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較 [約11,900民間事業所の約46万人の個人別給与を調査(完了率82.6%)して、精密な比較を実施]

月例給

公務と民間の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

- 民間給与との較差 3,869円(0.96%) [行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 404,015円、平均年齢 42.4歳]

ボーナス

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.49月 [公務の平均支給月数…現行 4.40月]

2 給与改定の内容と考え方 [実施時期:令和5年4月1日(ボーナスは、法律の公布日)]



月例給

民間給与との較差(3,869円)を解消するため、俸給表を引上げ改定[内訳:俸給 3,431円 はね返り分(※) 438円]

※ 俸給の改定により諸手当の額が増減する分

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

- ・ 民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ
 - ◇一般職試験(高卒者) 7.8%[12,000円] ◇一般職試験(大卒程度) 5.9%[11,000円] ◇総合職試験(大卒程度) 5.8%[11,000円]
- ・ 初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逐減させる形で引上げ改定(平均改定率:全体 1.1%[1級 5.2%、2級 2.8%、3級 1.0%、4級 0.4%、5級以上 0.3%])
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定

② その他の俸給表

- ・ 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率[0.3%]と同程度の引上げ改定)

ボーナス

民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.40月分→4.50月分(+0.10月分)

- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.20月(支給済み)	1.25月(現行1.20月)
勤勉手当	1.00月(支給済み)	1.05月(現行1.00月)
6年度 期末手当	1.225月	1.225月
以降 勤勉手当	1.025月	1.025月

その他

- ・ 初任給調整手当:医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定
- ・ 委員、顧問、参与等の手当:指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

3 在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

手当の概要

- ・ 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- ・ 手当額は月額3,000円
- ・ 令和6年4月1日から実施
- ・ 在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

4 非常勤職員の給与

本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

【参考】

- ◇ 勧告後の平均給与（行政職俸給表（一））月額 407,884円（+3,869円、+0.96%）、年間給与 6,731,000円（+105,000円、+1.6%）
- ◇ 勧告後の初任給（行政職俸給表（一））総合職大卒〔本府省〕249,640円 一般職大卒〔地方機関〕196,200円 一般職高卒〔地方機関〕166,600円
本府省業務調整手当を含む 地域手当非支給地 地域手当非支給地

※ このほか、昨年の勧告時に表明した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」について、公務員人事管理に関する報告の中で、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を現下の重要課題に即して整理・公表（別添参照）

【別添】給与制度のアップデート 概要

公務員人事管理に関する報告の中で記述

方向性

多様な人材の誘致と能力発揮・活躍
チーム・組織での円滑な機能
国民の理解や信頼

の調和

様々な立場から納得感のある、
分かりやすくインクルーシブ(包摂的)な体系
行政サービス提供体制や人材確保等にも配慮しつつ、
より職務や個人の能力・実績に応じた体系へ

令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案(主な取組事項)

1

人材の確保への対応

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

① 新規卒卒者、若手・中堅職員の処遇

- ・ 新卒初任給の引上げ
- ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

② 民間人材等の処遇

- ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
- ・ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

2

組織パフォーマンスの向上

役割や能力・実績等をより反映し貢献にふさわしい処遇とする一方、全国各地での行政サービス維持のため人事配置を円滑化

① 役割や活躍に応じた処遇

- ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
- ・ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ・ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ(再掲)

② 円滑な配置等への対応

- ・ 地域手当の大きくくり化
- ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3

働き方やライフスタイルの多様化への対応

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を後押し

- ・ 扶養手当の見直し
- ・ テレワーク関連手当の新設【本年勧告】
- ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給(再掲)
- ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し(再掲)

※ 令和6年以降も、給与水準の在り方、65歳定年を見据えた給与カーブの在り方等については、引き続き分析・研究・検討

別紙第2

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）、市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）を改正することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与に関する条例

ア 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

イ 初任給調整手当

(ア) 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師等に対する支給月額を415,600円とすること。

(イ) 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を51,100円とすること。

ウ 勤勉手当

(ア) 令和5年12月期の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

勤勉手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.525月分）とすること。

b 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職

員にあつては、0.625月分) とすること。

(イ) 令和6年6月期以降の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.5月分) とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.225月分(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.6月分) とすること。

(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例

ア 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

イ 期末手当

(ア) 令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

(イ) 令和6年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例

ア 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

イ 特定任期付職員の期末手当

(ア) 令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

(イ) 令和6年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月

分とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、1の(1)のウの(ア)、(2)のイの(ア)及び(3)のイの(ア)については令和5年12月1日から、1の(1)のウの(イ)、(2)のイの(イ)及び(3)のイの(イ)については令和6年4月1日から実施すること。

別記第1

一般職の職員の給与に関する条例

行政職給料表

職員の区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300			
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700			
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400			
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900			
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300			
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700			
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100			
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500			
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900			
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300			
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600			

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600		
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900		
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100		
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300		
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300			
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600			
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800			
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000			
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300			
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600			
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800			
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000			
94		295,900	343,600	382,500				
95		296,200	344,100	382,900				
96		296,600	344,500	383,300				
97		296,800	344,700	383,600				
98		297,100	345,100	384,100				
99		297,500	345,500	384,500				
100		297,900	345,800	384,900				
101		298,100	346,100	385,200				
102		298,400	346,500					
103		298,800	346,900					
104		299,100	347,300					
105		299,300	347,800					
106		299,600	348,200					
107		300,000	348,600					
108		300,300	349,000					
109		300,500	349,500					
110		300,900	349,900					
111		301,300	350,200					
112		301,600	350,500					
113		301,800	351,000					
114		302,000						
115		302,300						
116		302,700						

	117		302,900									
	118		303,100									
	119		303,400									
	120		303,700									
	121		304,100									
	122		304,300									
	123		304,600									
	124		304,900									
	125		305,200									
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400	522,800	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第39条、第39条の2及び附則第5項に規定する職員を除く。

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700	428,700
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900
	26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300
	27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800
	28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100
	29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300
	30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200	470,000
	31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800	470,700
	32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400	471,400
	33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900
	34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500	472,700
	35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200	473,400
	36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800	474,000
	37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200	474,300
	38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	445,900	474,900
	39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	446,600	475,400
	40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	447,300	475,900
	41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700	476,400
	42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300	476,800
	43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000	477,200
	44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600	477,600
	45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400	477,900
	46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100	
	47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600	
	48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100	
	49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600	
	50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900	
	51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200	
	52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600	
	53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000	
	54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200	
	55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500	
	56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700	

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100
	58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	455,300
	59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	455,500
	60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	455,700
	61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	456,100
	62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600	
	63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900	
	64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200	
	65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500	
	66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800	
	67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100	
	68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400	
	69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600	
	70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900	
	71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200	
	72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400	
	73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600	
	74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900	
	75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200	
	76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500	
	77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700	
	78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000	
	79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300	
	80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600	
	81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800	
	82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100	
83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400		
84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700		
85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900		
86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600			
87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900			
88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100			
89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300			
90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600			
91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900			
92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100			
93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300			
94	302,300	325,900	351,900	385,300	417,200				
95	303,400	327,200	353,400	385,900	417,600				
96	304,700	328,500	354,800	386,400	418,000				
97	305,800	329,700	356,100	386,800	418,300				
98	307,000	331,000	357,300	387,200	418,700				
99	308,200	332,200	358,400	387,800	419,100				
100	309,400	333,400	359,600	388,300	419,500				
101	310,500	334,800	360,700	388,700	419,800				
102	311,500	335,700	361,800	389,200					
103	312,500	336,700	362,900	389,800					
104	313,500	337,800	364,000	390,300					
105	314,300	338,900	365,200	390,600					
106	314,900	340,000	365,700	391,000					
107	315,500	341,000	366,300	391,500					
108	316,100	342,000	366,900	391,800					
109	316,600	343,200	367,500	392,100					
110	317,100	344,200	368,000	392,600					
111	317,500	345,200	368,500	393,100					
112	318,000	346,100	369,000	393,600					
113	318,800	347,000	369,400	393,900					
114	319,500	347,900	369,800	394,400					
115	320,200	348,900	370,400	394,900					
116	320,800	349,900	370,900	395,400					

	117	321,400	350,900	371,300	395,700					
	118	322,200	351,300	371,800	396,200					
	119	322,900	351,900	372,400	396,700					
	120	323,700	352,500	372,900	397,200					
	121	324,300	352,800	373,100	397,600					
	122	324,600	353,200	373,600	398,100					
	123	325,100	353,700	374,100	398,500					
	124	325,600	354,100	374,500	399,000					
	125	325,900	354,500	375,000	399,400					
	126		354,900	375,500						
	127		355,400	376,000						
	128		355,800	376,500						
	129		356,200	376,800						
	130		356,600	377,300						
	131		357,000	377,800						
	132		357,400	378,300						
	133		357,600	378,600						
	134		358,100	379,100						
	135		358,500	379,500						
	136		358,800	379,900						
	137		359,100	380,200						
	138		359,500	380,700						
	139		360,000	381,200						
	140		360,500	381,700						
	141		360,800	382,000						
	142		361,300							
	143		361,800							
	144		362,300							
	145		362,600							
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 242,500	円 254,200	円 258,300	円 289,600	円 306,200	円 320,300	円 343,900	円 379,200	円 410,900

備考 この表は、警察官に適用する。

教育職給料表

イ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	277,200	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	279,500	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	281,600	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	288,200	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	294,700	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	299,100	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	306,600	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	310,400	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	312,500	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	314,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	316,800	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	319,000	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	321,200	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	323,500	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	325,700	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	327,900	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	330,000	383,700	463,900
	28	225,500	271,000	332,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	334,000	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	335,400	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	336,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	338,400	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	339,900	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	341,900	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	344,000	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	345,800	399,600	474,100
	37	239,100	290,300	347,700	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	349,600	402,200	
	39	242,100	293,800	351,500	403,600	
	40	243,600	295,500	353,400	405,000	
	41	245,000	296,800	355,300	406,600	
	42	246,300	298,800	357,200	408,000	
	43	247,500	300,700	359,100	409,300	
	44	248,600	302,700	361,000	410,700	
	45	249,700	304,700	362,800	412,100	
	46	250,900	306,800	364,700	413,400	
	47	252,100	309,000	366,600	414,900	
	48	253,100	311,200	368,500	416,400	
	49	254,200	313,300	370,100	418,000	
	50	255,500	315,600	371,900	419,400	
	51	256,700	317,800	373,800	421,000	
	52	258,000	319,900	375,800	422,500	
	53	259,100	322,000	377,600	424,200	
	54	260,300	323,500	379,400	425,700	
	55	261,600	325,000	381,100	427,300	
	56	262,600	326,500	382,700	428,900	

	57	263,700	328,200	384,200	430,400
	58	264,400	330,200	385,800	431,900
	59	265,400	332,200	387,400	433,100
	60	266,400	334,100	389,000	434,300
	61	267,300	335,900	390,200	435,500
	62	268,100	337,900	391,600	436,800
	63	268,900	339,900	393,000	438,100
	64	269,700	341,800	394,300	439,300
	65	270,800	343,500	395,500	440,500
	66	272,100	345,500	396,700	441,700
	67	273,400	347,500	398,000	442,900
	68	274,700	349,500	399,300	444,100
	69	275,900	351,300	400,600	445,300
	70	277,100	353,200	401,900	446,500
	71	278,300	355,100	403,300	447,700
	72	279,500	357,000	404,500	448,900
	73	280,500	358,600	405,700	450,000
	74	281,500	360,500	407,100	450,600
	75	282,500	362,300	408,500	451,100
	76	283,400	364,200	409,800	451,600
	77	284,300	366,000	411,000	452,100
	78	285,200	367,700	412,200	
	79	286,100	369,300	413,500	
	80	287,000	370,900	414,900	
	81	287,800	372,300	416,200	
	82	288,900	373,800	417,400	
	83	289,900	375,200	418,400	
	84	290,900	376,500	419,600	
	85	291,900	377,600	420,800	
	86	292,900	379,000	422,000	
	87	293,900	380,400	423,200	
	88	294,900	381,700	424,200	
	89	296,000	382,900	425,300	
	90	297,100	384,200	426,300	
	91	298,200	385,300	427,300	
	92	299,200	386,500	428,300	
	93	299,700	387,700	429,200	
	94	300,700	388,800	430,000	
	95	301,800	390,000	430,800	
	96	303,000	391,200	431,600	
	97	304,000	392,600	432,400	
	98	305,100	393,600	432,800	
	99	306,100	394,600	433,200	
	100	307,100	395,600	433,600	
	101	307,900	396,500	434,000	
	102	309,000	397,500	434,300	
	103	310,000	398,600	434,600	
	104	311,000	399,700	434,800	
	105	311,600	400,400	435,100	
	106	312,500	401,300	435,400	
	107	313,300	402,200	435,700	
	108	314,100	403,100	435,900	
	109	314,800	403,900	436,100	
	110	315,200	404,800		
	111	315,600	405,600		
	112	316,100	406,400		
	113	316,600	407,000		
	114	317,000	407,700		
	115	317,500	408,400		
	116	317,900	409,100		

定年前再
任用短時
間勤務職
員以外の
職員

117	318,400	409,700			
118	318,900	410,200			
119	319,300	410,600			
120	319,800	411,000			
121	320,300	411,300			
122	320,700	411,600			
123	321,200	411,900			
124	321,700	412,100			
125	322,300	412,300			
126	322,600	412,600			
127	322,900	412,900			
128	323,200	413,100			
129	323,400	413,300			
130	323,700	413,600			
131	324,000	413,900			
132	324,300	414,100			
133	324,500	414,300			
134	324,700	414,600			
135	324,900	414,900			
136	325,200	415,100			
137	325,500	415,300			
138	325,700	415,600			
139	326,000	415,900			
140	326,300	416,100			
141	326,500	416,300			
142	326,700	416,600			
143	327,000	416,900			
144	327,200	417,100			
145	327,500	417,300			
146	327,700	417,600			
147	328,000	417,900			
148	328,300	418,100			
149	328,500	418,300			
150	328,700				
151	329,000				
152	329,300				
153	329,500				
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
	円 235,000	円 275,300	円 304,000	円 332,200	円 416,600

- 備考 (1) この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師及び実習助手（教育職給料表(三)の適用を受ける者を除く。）並びに中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師で当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校において、当該高等学校の教科を担当するもの及び養護の業務を行うものに適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表(三)

職員の区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	349,300	372,500	
	39	241,300	268,900	351,000	373,800	
	40	242,700	271,000	352,600	375,200	
	41	244,000	273,300	354,100	376,300	
	42	245,300	275,600	355,800	377,700	
	43	246,500	277,800	357,400	379,100	
	44	247,800	279,900	359,000	380,600	
	45	249,100	282,000	360,700	382,000	
	46	250,400	284,200	362,400	383,600	
	47	251,600	286,300	363,700	385,100	
	48	252,700	288,200	365,100	386,600	
	49	253,800	290,300	366,300	387,900	
	50	255,100	292,000	367,800	389,400	
	51	256,400	293,800	369,400	390,800	
	52	257,400	295,500	370,900	392,100	
	53	258,500	296,800	372,300	393,300	
	54	259,900	298,800	373,800	394,600	
	55	260,900	300,700	375,300	395,700	
	56	261,900	302,700	376,700	396,800	

	57	262,900	304,700	378,100	398,000
	58	263,900	306,800	379,500	399,200
	59	264,900	309,000	380,800	400,400
	60	265,900	311,200	382,100	401,600
	61	266,800	313,300	383,000	402,700
	62	267,500	315,600	384,200	403,700
	63	268,200	317,800	385,300	405,000
	64	268,800	319,900	386,400	406,200
	65	269,500	322,000	387,200	407,400
	66	270,700	323,500	388,300	408,500
	67	271,800	325,000	389,300	409,600
	68	272,900	326,500	390,300	410,700
	69	274,200	328,200	391,400	411,700
	70	275,600	330,200	392,400	412,900
	71	276,800	332,200	393,500	414,100
	72	278,000	334,100	394,600	415,300
	73	278,800	335,900	395,600	415,900
	74	279,700	337,900	396,700	416,700
	75	280,700	339,800	397,800	417,400
	76	281,700	341,700	398,800	417,900
	77	282,600	343,400	399,700	418,200
	78	283,600	345,200	400,600	418,600
定年前再	79	284,700	346,900	401,600	419,000
任用短時	80	285,500	348,600	402,600	419,400
間勤務職	81	286,300	350,400	403,400	419,700
員以外の	82	287,100	352,100	404,200	420,100
職員	83	287,900	353,500	404,900	420,500
	84	288,700	355,100	405,700	420,800
	85	289,600	356,300	406,400	421,100
	86	290,400	357,900	407,200	421,500
	87	291,100	359,400	407,900	421,900
	88	291,900	360,900	408,600	422,200
	89	292,800	362,200	409,200	422,500
	90	293,700	363,500	409,900	422,800
	91	294,600	364,800	410,400	423,100
	92	295,300	366,200	411,100	423,300
	93	295,600	367,600	411,500	423,500
	94	296,300	368,900	411,900	
	95	297,000	370,100	412,200	
	96	297,700	371,200	412,500	
	97	298,400	372,200	412,700	
	98	299,200	373,200	413,000	
	99	300,000	374,200	413,300	
	100	300,700	375,100	413,500	
	101	301,400	375,900	413,700	
	102	301,800	376,900	414,000	
	103	302,200	377,800	414,300	
	104	302,600	378,700	414,500	
	105	302,800	379,500	414,700	
	106	303,100	380,400	415,000	
	107	303,400	381,300	415,300	
	108	303,600	382,200	415,500	
	109	303,800	383,000	415,700	
	110	304,000	384,000		
	111	304,300	384,900		
	112	304,600	385,800		
	113	304,800	386,400		
	114	305,000	387,300		
	115	305,200	388,200		
	116	305,500	389,100		

117	305,800	389,900			
118	306,000	390,600			
119	306,300	391,400			
120	306,600	392,200			
121	306,800	392,800			
122	307,000	393,600			
123	307,200	394,300			
124	307,500	395,000			
125	307,800	395,600			
126		396,300			
127		396,800			
128		397,400			
129		398,100			
130		398,700			
131		399,200			
132		399,700			
133		400,000			
134		400,300			
135		400,600			
136		400,900			
137		401,200			
138		401,500			
139		401,800			
140		402,100			
141		402,400			
142		402,700			
143		403,000			
144		403,300			
145		403,500			
146		403,800			
147		404,100			
148		404,300			
149		404,500			
150		404,800			
151		405,100			
152		405,300			
153		405,500			
154		405,800			
155		406,100			
156		406,300			
157		406,500			
158		406,800			
159		407,100			
160		407,300			
161		407,500			
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
	円 226,200	円 272,100	円 299,100	円 325,500	円 406,600

- 備考 (1) この表は、中学校及び幼稚園に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（教育職給料表(二)の適用を受ける者を除く。）のうち人事委員会規則で定めるもの並びに中等教育学校に勤務する主幹教諭、教諭、助教諭及び講師のうち、高等学校の教員の免許状を有しないもの及び中等教育学校の後期課程の教科を担当せず、かつ、進路指導その他当該中等教育学校の後期課程の業務に従事しないものに適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900
	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100
	49	385,600	452,800	505,600	559,100
	50	386,400	454,500	506,900	560,000
	51	387,200	456,200	508,200	560,900
	52	387,700	457,900	509,500	561,800
	53	388,500	459,800	510,500	562,600
	54	389,300	461,000	511,800	563,500
	55	390,000	462,200	513,100	564,400
	56	390,700	463,400	514,400	565,300

定年前再
任用短時
間勤務職
員以外の
職員

57	391,400	464,400	515,400	566,200
58	392,300	465,400	516,200	567,100
59	393,000	466,300	517,000	568,000
60	393,600	467,100	517,800	568,700
61	394,100	467,900	518,700	569,600
62	394,600	468,600	519,500	570,500
63	395,000	469,300	520,400	571,400
64	395,400	469,900	521,200	572,300
65	395,700	470,600	522,100	573,200
66		471,300	523,000	
67		471,900	523,700	
68		472,500	524,600	
69		472,800	525,500	
70		473,400	526,300	
71		474,100	527,200	
72		474,800	528,100	
73		475,200	528,900	
74		475,800	529,800	
75		476,500	530,700	
76		477,200	531,400	
77		477,600	532,200	
78		478,200	533,100	
79		478,800	534,000	
80		479,300	534,900	
81		479,900	535,700	
82		480,400	536,600	
83		480,900	537,500	
84		481,400	538,400	
85		481,800	539,200	
86		482,400	540,100	
87		482,800	541,000	
88		483,300	541,900	
89		483,800	542,700	
90		484,400		
91		485,000		
92		485,400		
93		485,900		
94		486,500		
95		487,100		
96		487,600		
97		488,100		
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
	円 297,300	円 339,700	円 394,300	円 467,400

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400	438,600
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000	441,200
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600	443,700
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200	446,300
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500	448,700
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200	451,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800	453,700
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500	456,200
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600	458,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800	461,000
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000	463,600
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200	466,000
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200	468,500
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200	470,000
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200	471,300
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200	472,600
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000	473,800
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900	475,100
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800	476,400
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600	477,700
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400	478,900
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000	480,300
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600	481,700
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100	482,900
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600	484,300
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900	485,600
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200	487,000
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500	488,400
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800	489,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000	490,900
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200	492,000
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300	493,100
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500	494,200
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700	495,100
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900	496,000
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100	496,900
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400	497,900
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200	
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600	
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300	
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800	
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200	
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600	
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000	
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400	
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800	
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200	
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500	
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800	
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200	
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500	
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800	
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100	
	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000		
	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300		
	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600		

	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900		
	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200		
	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500		
	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900		
	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100		
	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400		
	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700		
	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000		
	65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200		
	66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900			
	67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600			
	68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200			
	69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600			
	70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100			
	71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600			
	72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100			
	73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700			
	74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200			
	75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800			
	76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400			
	77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900			
	78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400			
	79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900			
	80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400			
	81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700			
	82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200			
	83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600			
	84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000			
	85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400			
	86		290,700	326,500	347,300				
	87		290,900	326,700	347,600				
	88		291,100	327,000	347,900				
	89		291,500	327,400	348,300				
	90		291,700	327,800	348,600				
	91		291,900	328,200	349,000				
	92		292,100	328,600	349,300				
	93		292,500	328,900	349,700				
	94		292,700	329,100	350,000				
	95		292,900	329,500	350,300				
	96		293,200	329,800	350,600				
	97		293,500	330,000	350,900				
	98		293,700	330,300	351,300				
	99		293,900	330,600	351,700				
	100		294,200	330,900	352,100				
	101		294,500	331,100	352,600				
	102		294,700	331,400	353,000				
	103		294,900	331,800	353,400				
	104		295,200	332,000	353,800				
	105		295,500	332,200	354,300				
	106			332,400					
	107			332,800					
	108			333,000					
	109			333,200					
	110			333,600					
	111			334,000					
	112			334,400					
	113			334,600					
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
		189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200	427,900

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、学校栄養職員、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、マッサージ師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
	47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
	48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
	49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
	50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
	51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
	52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
	53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
	54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
	55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
	56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100

	57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
	58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
	59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
	60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
	61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
	62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
	63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
	64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
	65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
	66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
	67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
	68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
	69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
	70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
	71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
	72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
	73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
	74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
	75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
	76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
	77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
	78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
	79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
	80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
	81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
	82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
	83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
	84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
	85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
	86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
	87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
	88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		
	89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000		
	90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400		
	91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900		
	92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300		
	93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700		
	94	283,800	316,500	349,400	367,500			
	95	284,700	317,200	350,100	367,900			
	96	285,600	317,800	350,700	368,200			
	97	286,200	318,300	351,100	368,800			
	98	286,800	318,600	351,500	369,300			
	99	287,400	319,200	352,000	369,800			
	100	288,300	319,800	352,400	370,300			
	101	289,100	320,200	352,900	370,900			
	102	289,900	320,800	353,300	371,400			
	103	290,700	321,400	353,800	371,900			
	104	291,500	321,900	354,200	372,300			
	105	292,100	322,300	354,500	372,900			
	106	292,600	322,800	355,000	373,400			
	107	293,100	323,300	355,400	373,900			
	108	293,500	323,800	355,700	374,400			
	109	293,700	324,200	356,200	375,000			
	110	294,000	324,600	356,700	375,400			
	111	294,200	324,900	357,200	375,900			
	112	294,500	325,200	357,700	376,400			
	113	294,800	325,500	358,200	377,000			
	114	295,000	325,900	358,700				
	115	295,300	326,300	359,200				
	116	295,500	326,600	359,600				

定年前再
任用短時
間勤務職
員以外の
職員

117	295,800	326,800	360,000				
118	296,100	327,100	360,400				
119	296,400	327,500	360,900				
120	296,700	327,700	361,400				
121	297,000	327,900	361,800				
122	297,400	328,200	362,300				
123	297,700	328,500	362,800				
124	298,100	328,800	363,300				
125	298,300	329,000	363,600				
126	298,500	329,300					
127	298,800	329,700					
128	299,200	329,900					
129	299,400	330,100					
130	299,700	330,300					
131	300,100	330,700					
132	300,500	330,900					
133	300,700	331,200					
134	301,000	331,600					
135	301,400	332,000					
136	301,700	332,400					
137	301,900	332,700					
138	302,200	333,100					
139	302,600	333,500					
140	302,900	333,900					
141	303,100	334,200					
142	303,500	334,600					
143	303,900	334,900					
144	304,200	335,300					
145	304,400	335,600					
146	304,600	336,000					
147	304,900	336,400					
148	305,300	336,800					
149	305,500	337,100					
150	305,700	337,500					
151	306,000	337,900					
152	306,300	338,300					
153	306,700	338,600					
154	306,900						
155	307,100						
156	307,400						
157	307,700						
158	308,000						
159	308,300						
160	308,600						
161	309,000						
162	309,300						
163	309,600						
164	309,900						
165	310,300						
166	310,600						
167	310,900						
168	311,200						
169	311,600						
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300	371,800

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

研究職給料表

職員の区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900
	21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200
	31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800
	35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700
	37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100
	38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600
	39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000
	40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500
	41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800
	42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000
	43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200
	44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400
	45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000
	46	237,200	296,300	366,700	412,100	501,500
	47	238,700	297,300	367,900	413,700	503,100
	48	240,100	298,200	369,000	415,200	504,600
	49	241,500	299,200	370,000	416,500	506,300
	50	243,200	300,200	371,300	417,900	507,700
	51	244,800	301,100	372,600	419,300	509,100
	52	246,200	302,000	373,800	420,700	510,600
	53	247,400	303,000	374,500	422,100	511,700
	54	249,000	303,900	375,500	423,500	512,900
	55	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100
	56	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	57	253,200	305,900	377,900	427,400	516,200
	58	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200
	59	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200
	60	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200
	61	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300
	62	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200
	63	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900
	64	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600
	65	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400
	66	261,100	313,400	384,300	436,700	524,200
	67	261,800	314,300	385,000	437,300	525,000
	68	262,400	315,200	385,700	438,100	525,800
	69	263,000	316,100	386,300	438,500	526,500
	70	264,000	317,100	387,000	439,100	527,300
	71	265,200	318,100	387,700	439,600	528,100
	72	266,200	319,100	388,400	440,100	528,900
73	267,400	319,600	389,100	440,600	529,600	
74	268,600	320,600	389,700			
75	269,600	321,700	390,300			
76	270,600	322,700	391,000			
77	271,600	323,800	391,700			
78	272,600	324,800	392,300			
79	273,600	325,700	392,900			
80	274,500	326,600	393,500			
81	275,500	327,500	394,100			
82	276,600	328,300	394,700			
83	277,700	329,000	395,300			
84	278,600	329,600	395,900			
85	279,500	330,100	396,400			
86	280,400	330,600	396,900			
87	281,300	331,100	397,400			
88	282,000	331,500	398,100			
89	282,800	331,800	398,500			
90	283,900	332,300				
91	284,900	332,800				
92	285,900	333,200				
93	286,800	333,500				
94	287,700	333,900				
95	288,700	334,300				
96	289,600	334,700				
97	289,900	335,200				
98	290,800	335,700				
99	291,500	336,200				
100	292,400	336,700				
101	293,300	337,200				
102	293,900	337,700				
103	294,600	338,200				
104	295,300	338,700				
105	295,800	339,100				
106	296,300	339,500				
107	296,800	340,000				
108	297,200	340,400				
109	297,400	340,900				
110	297,800	341,300				
111	298,100	341,800				
112	298,300	342,200				
113	298,600	342,700				
114	298,900	343,100				
115	299,200	343,600				
116	299,500	344,000				

	117	299,800	344,500			
	118	300,100	344,900			
	119	300,300	345,300			
	120	300,600	345,700			
	121	300,900	346,100			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 218,500	円 259,700	円 284,500	円 327,000	円 385,700

備考 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

福 祉 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	176,900	223,400	264,400	284,900	323,100	365,500
	2	178,100	225,100	265,900	286,300	325,300	368,100
	3	179,300	226,900	267,300	287,800	327,500	370,500
	4	180,500	228,600	268,700	289,100	329,500	372,900
	5	181,400	230,300	269,600	290,500	331,500	374,800
	6	182,900	232,000	270,800	292,200	333,500	377,300
	7	184,300	233,700	272,100	294,000	335,400	379,600
	8	185,700	235,000	273,400	295,800	337,300	382,100
	9	186,800	236,700	274,400	297,500	339,200	384,500
	10	188,200	238,200	275,500	299,400	341,200	387,100
	11	189,600	239,500	276,700	301,400	343,200	389,700
	12	191,000	240,700	277,600	303,200	345,200	392,300
	13	192,400	242,000	278,500	304,400	347,000	394,600
	14	193,700	243,300	279,700	306,500	349,000	396,900
	15	195,100	244,600	281,000	308,500	350,900	399,100
	16	196,400	245,800	282,300	310,400	352,800	401,400
	17	197,800	247,000	283,600	312,300	354,500	403,200
	18	199,100	248,200	285,200	314,000	356,500	405,100
	19	200,400	249,300	286,800	315,600	358,300	407,000
	20	201,500	250,300	288,200	317,300	360,200	408,800
	21	202,500	251,000	289,400	319,000	362,100	410,600
	22	204,100	252,100	291,100	321,100	364,000	412,400
	23	205,700	253,300	292,400	323,100	365,900	414,200
	24	207,100	254,400	293,900	324,900	367,800	416,000
	25	208,700	255,600	295,600	326,800	369,700	417,600
	26	210,100	257,200	296,900	328,700	371,600	419,100
	27	211,500	258,700	298,400	330,500	373,500	420,600
	28	212,900	260,200	299,900	332,300	375,400	422,100
	29	214,600	261,600	300,900	334,100	376,900	423,600
	30	215,800	262,800	302,100	336,100	378,700	424,900
	31	217,200	263,900	303,500	338,000	380,500	426,200
	32	218,300	265,200	304,700	339,900	382,100	427,400
	33	219,400	266,300	305,900	341,500	383,800	428,600
	34	220,700	267,300	307,400	343,400	385,200	429,900
	35	221,900	268,500	308,700	345,100	386,600	431,200
	36	222,900	269,500	310,100	346,800	388,000	432,400
	37	223,900	270,500	311,600	348,000	389,400	433,600
	38	225,000	271,700	313,000	349,900	390,600	434,400
	39	226,100	272,700	314,400	351,800	391,800	435,200
	40	227,100	273,800	315,900	353,600	392,800	436,000
	41	228,000	274,900	317,200	355,500	393,900	436,600
	42	228,700	276,200	318,700	357,300	395,100	437,300
	43	229,500	277,700	320,200	359,000	396,200	438,000
	44	230,300	279,000	321,500	360,700	397,300	438,700
	45	231,000	280,400	322,500	362,400	398,000	439,500
	46	231,800	281,800	323,700	363,800	399,700	440,300
	47	232,700	283,200	324,900	365,200	399,400	440,700
	48	233,400	284,600	326,100	366,600	400,100	441,400
	49	234,000	286,000	327,100	367,600	400,700	441,900
	50	234,900	287,200	328,100	368,700	401,300	442,300
	51	235,900	288,400	328,900	369,700	401,800	442,700
	52	236,600	289,700	329,900	370,800	402,200	443,100
	53	237,000	290,700	330,600	371,500	402,600	443,500
	54	238,000	291,800	331,300	372,100	402,900	443,900
	55	238,600	292,900	332,000	372,800	403,200	444,300
	56	239,200	293,900	332,800	373,600	403,500	444,600

	57	239,900	295,100	333,400	374,400	403,800	444,900
	58	240,600	296,400	333,900	375,200	404,100	445,300
	59	241,300	297,700	334,500	376,000	404,400	445,600
	60	241,900	299,000	335,000	376,700	404,700	445,900
	61	242,500	300,100	335,400	377,500	405,000	446,200
	62	243,000	301,500	335,600	378,200	405,300	
	63	243,500	302,700	336,100	378,900	405,600	
	64	244,000	304,100	336,600	379,500	405,900	
	65	244,600	305,200	336,900	379,800	406,200	
	66	245,400	306,400	337,300	380,400	406,500	
	67	246,300	307,500	337,800	381,000	406,800	
	68	247,000	308,600	338,200	381,700	407,100	
	69	247,900	309,300	338,700	382,100	407,300	
	70	248,800	310,400	339,200	382,800	407,600	
	71	249,600	311,600	339,600	383,400	407,900	
	72	250,200	312,800	340,100	384,000	408,100	
	73	250,800	314,100	340,300	384,400	408,300	
	74	251,700	314,800	340,800	385,000	408,600	
	75	252,500	315,400	341,300	385,600	408,900	
	76	253,200	316,000	341,700	386,200	409,100	
	77	253,900	316,700	342,000	386,600	409,300	
	78	254,800	317,400	342,400	387,100		
	79	255,700	318,000	342,900	387,600		
	80	256,300	318,600	343,300	388,200		
	81	257,000	318,900	343,500	388,700		
	82	257,500	319,200	343,800	389,100		
	83	258,100	319,800	344,300	389,500		
	84	258,700	320,100	344,700	389,900		
	85	259,300	320,400	345,000	390,100		
	86	260,100	320,700	345,300	390,300		
	87	260,800	321,000	345,800	390,600		
	88	261,500	321,300	346,200	390,900		
	89	262,000	321,700	346,500	391,100		
	90	262,800	322,100	346,900	391,400		
	91	263,600	322,400	347,300	391,700		
	92	264,300	322,600	347,500	391,900		
	93	264,700	323,100	347,800	392,100		
	94	265,200	323,500				
	95	265,700	323,700				
	96	266,400	324,100				
	97	267,100	324,500				
	98	267,800	324,900				
	99	268,500	325,300				
	100	269,200	325,600				
	101	269,600	325,800				
	102	270,100	326,100				
	103	270,500	326,400				
	104	270,900	326,700				
	105	271,100	327,100				
	106	271,300	327,300				
	107	271,600	327,600				
	108	271,900	328,000				
	109	272,200	328,400				
	110	272,500	328,700				
	111	272,800	329,100				
	112	273,000	329,400				
	113	273,300	329,700				
	114	273,600	330,100				
	115	273,900	330,400				
	116	274,300	330,600				

定年前再
任用短時
間勤務職
員以外の
職員

117	274,600	330,800				
118	274,900	331,100				
119	275,300	331,500				
120	275,700	331,900				
121	275,900	332,100				
122	276,100					
123	276,500					
124	276,800					
125	277,000					
126	277,300					
127	277,700					
128	278,100					
129	278,300					
130	278,700					
131	279,100					
132	279,400					
133	279,600					
134	279,900					
135	280,300					
136	280,600					
137	280,800					
138	281,100					
139	281,400					
140	281,700					
141	281,900					
142	282,100					
143	282,300					
144	282,600					
145	283,000					
146	283,200					
147	283,500					
148	283,800					
149	284,100					
150	284,300					
151	284,600					
152	284,800					
153	285,100					
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円
	202,500	242,000	256,300	289,400	316,200	358,000

備考 この表は、児童福祉施設、障害者支援施設等に勤務し、入所者の指導、保育又は介護の業務等に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

市町村立学校職員の給与に関する条例

教育職給料表

イ 教育職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	277,200	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	279,500	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	281,600	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	288,200	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	294,700	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	299,100	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	306,600	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	310,400	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	312,500	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	314,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	316,800	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	319,000	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	321,200	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	323,500	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	325,700	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	327,900	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	330,000	383,700	463,900
	28	225,500	271,000	332,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	334,000	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	335,400	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	336,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	338,400	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	339,900	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	341,900	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	344,000	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	345,800	399,600	474,100
	37	239,100	290,300	347,700	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	349,600	402,200	
	39	242,100	293,800	351,500	403,600	
	40	243,600	295,500	353,400	405,000	
	41	245,000	296,800	355,300	406,600	
	42	246,300	298,800	357,200	408,000	
	43	247,500	300,700	359,100	409,300	
	44	248,600	302,700	361,000	410,700	
	45	249,700	304,700	362,800	412,100	
	46	250,900	306,800	364,700	413,400	
	47	252,100	309,000	366,600	414,900	
	48	253,100	311,200	368,500	416,400	
	49	254,200	313,300	370,100	418,000	
	50	255,500	315,600	371,900	419,400	
	51	256,700	317,800	373,800	421,000	
	52	258,000	319,900	375,800	422,500	
	53	259,100	322,000	377,600	424,200	
	54	260,300	323,500	379,400	425,700	
	55	261,600	325,000	381,100	427,300	
	56	262,600	326,500	382,700	428,900	

	57	263,700	328,200	384,200	430,400
	58	264,400	330,200	385,800	431,900
	59	265,400	332,200	387,400	433,100
	60	266,400	334,100	389,000	434,300
	61	267,300	335,900	390,200	435,500
	62	268,100	337,900	391,600	436,800
	63	268,900	339,900	393,000	438,100
	64	269,700	341,800	394,300	439,300
	65	270,800	343,500	395,500	440,500
	66	272,100	345,500	396,700	441,700
	67	273,400	347,500	398,000	442,900
	68	274,700	349,500	399,300	444,100
	69	275,900	351,300	400,600	445,300
	70	277,100	353,200	401,900	446,500
	71	278,300	355,100	403,300	447,700
	72	279,500	357,000	404,500	448,900
	73	280,500	358,600	405,700	450,000
	74	281,500	360,500	407,100	450,600
	75	282,500	362,300	408,500	451,100
	76	283,400	364,200	409,800	451,600
	77	284,300	366,000	411,000	452,100
	78	285,200	367,700	412,200	
	79	286,100	369,300	413,500	
	80	287,000	370,900	414,900	
	81	287,800	372,300	416,200	
	82	288,900	373,800	417,400	
	83	289,900	375,200	418,400	
	84	290,900	376,500	419,600	
	85	291,900	377,600	420,800	
	86	292,900	379,000	422,000	
	87	293,900	380,400	423,200	
	88	294,900	381,700	424,200	
	89	296,000	382,900	425,300	
	90	297,100	384,200	426,300	
	91	298,200	385,300	427,300	
	92	299,200	386,500	428,300	
	93	299,700	387,700	429,200	
	94	300,700	388,800	430,000	
	95	301,800	390,000	430,800	
	96	303,000	391,200	431,600	
	97	304,000	392,600	432,400	
	98	305,100	393,600	432,800	
	99	306,100	394,600	433,200	
	100	307,100	395,600	433,600	
	101	307,900	396,500	434,000	
	102	309,000	397,500	434,300	
	103	310,000	398,600	434,600	
	104	311,000	399,700	434,800	
	105	311,600	400,400	435,100	
	106	312,500	401,300	435,400	
	107	313,300	402,200	435,700	
	108	314,100	403,100	435,900	
	109	314,800	403,900	436,100	
	110	315,200	404,800		
	111	315,600	405,600		
	112	316,100	406,400		
	113	316,600	407,000		
	114	317,000	407,700		
	115	317,500	408,400		
	116	317,900	409,100		

定年前再
任用短時
間勤務職
員以外の
職員

117	318,400	409,700			
118	318,900	410,200			
119	319,300	410,600			
120	319,800	411,000			
121	320,300	411,300			
122	320,700	411,600			
123	321,200	411,900			
124	321,700	412,100			
125	322,300	412,300			
126	322,600	412,600			
127	322,900	412,900			
128	323,200	413,100			
129	323,400	413,300			
130	323,700	413,600			
131	324,000	413,900			
132	324,300	414,100			
133	324,500	414,300			
134	324,700	414,600			
135	324,900	414,900			
136	325,200	415,100			
137	325,500	415,300			
138	325,700	415,600			
139	326,000	415,900			
140	326,300	416,100			
141	326,500	416,300			
142	326,700	416,600			
143	327,000	416,900			
144	327,200	417,100			
145	327,500	417,300			
146	327,700	417,600			
147	328,000	417,900			
148	328,300	418,100			
149	328,500	418,300			
150	328,700				
151	329,000				
152	329,300				
153	329,500				
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
	円 235,000	円 275,300	円 304,000	円 332,200	円 416,600

- 備考 (1) この表は、市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する中等教育学校の前期課程及び特別支援学校並びに同法第2条に規定する高等学校に勤務する教育職員(教育職給料表(二)の適用を受ける者を除く。)に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円(人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額)をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	349,300	372,500	
	39	241,300	268,900	351,000	373,800	
	40	242,700	271,000	352,600	375,200	
	41	244,000	273,300	354,100	376,300	
	42	245,300	275,600	355,800	377,700	
	43	246,500	277,800	357,400	379,100	
	44	247,800	279,900	359,000	380,600	
	45	249,100	282,000	360,700	382,000	
	46	250,400	284,200	362,400	383,600	
	47	251,600	286,300	363,700	385,100	
	48	252,700	288,200	365,100	386,600	
	49	253,800	290,300	366,300	387,900	
	50	255,100	292,000	367,800	389,400	
	51	256,400	293,800	369,400	390,800	
	52	257,400	295,500	370,900	392,100	
	53	258,500	296,800	372,300	393,300	
	54	259,900	298,800	373,800	394,600	
	55	260,900	300,700	375,300	395,700	
	56	261,900	302,700	376,700	396,800	

	57	262,900	304,700	378,100	398,000
	58	263,900	306,800	379,500	399,200
	59	264,900	309,000	380,800	400,400
	60	265,900	311,200	382,100	401,600
	61	266,800	313,300	383,000	402,700
	62	267,500	315,600	384,200	403,700
	63	268,200	317,800	385,300	405,000
	64	268,800	319,900	386,400	406,200
	65	269,500	322,000	387,200	407,400
	66	270,700	323,500	388,300	408,500
	67	271,800	325,000	389,300	409,600
	68	272,900	326,500	390,300	410,700
	69	274,200	328,200	391,400	411,700
	70	275,600	330,200	392,400	412,900
	71	276,800	332,200	393,500	414,100
	72	278,000	334,100	394,600	415,300
	73	278,800	335,900	395,600	415,900
	74	279,700	337,900	396,700	416,700
	75	280,700	339,800	397,800	417,400
	76	281,700	341,700	398,800	417,900
	77	282,600	343,400	399,700	418,200
	78	283,600	345,200	400,600	418,600
	79	284,700	346,900	401,600	419,000
	80	285,500	348,600	402,600	419,400
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	81	286,300	350,400	403,400	419,700
	82	287,100	352,100	404,200	420,100
	83	287,900	353,500	404,900	420,500
	84	288,700	355,100	405,700	420,800
	85	289,600	356,300	406,400	421,100
	86	290,400	357,900	407,200	421,500
	87	291,100	359,400	407,900	421,900
	88	291,900	360,900	408,600	422,200
	89	292,800	362,200	409,200	422,500
	90	293,700	363,500	409,900	422,800
	91	294,600	364,800	410,400	423,100
	92	295,300	366,200	411,100	423,300
	93	295,600	367,600	411,500	423,500
	94	296,300	368,900	411,900	
	95	297,000	370,100	412,200	
	96	297,700	371,200	412,500	
97	298,400	372,200	412,700		
98	299,200	373,200	413,000		
99	300,000	374,200	413,300		
100	300,700	375,100	413,500		
101	301,400	375,900	413,700		
102	301,800	376,900	414,000		
103	302,200	377,800	414,300		
104	302,600	378,700	414,500		
105	302,800	379,500	414,700		
106	303,100	380,400	415,000		
107	303,400	381,300	415,300		
108	303,600	382,200	415,500		
109	303,800	383,000	415,700		
110	304,000	384,000			
111	304,300	384,900			
112	304,600	385,800			
113	304,800	386,400			
114	305,000	387,300			
115	305,200	388,200			
116	305,500	389,100			

117	305,800	389,900			
118	306,000	390,600			
119	306,300	391,400			
120	306,600	392,200			
121	306,800	392,800			
122	307,000	393,600			
123	307,200	394,300			
124	307,500	395,000			
125	307,800	395,600			
126		396,300			
127		396,800			
128		397,400			
129		398,100			
130		398,700			
131		399,200			
132		399,700			
133		400,000			
134		400,300			
135		400,600			
136		400,900			
137		401,200			
138		401,500			
139		401,800			
140		402,100			
141		402,400			
142		402,700			
143		403,000			
144		403,300			
145		403,500			
146		403,800			
147		404,100			
148		404,300			
149		404,500			
150		404,800			
151		405,100			
152		405,300			
153		405,500			
154		405,800			
155		406,100			
156		406,300			
157		406,500			
158		406,800			
159		407,100			
160		407,300			
161		407,500			
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
	円 226,200	円 272,100	円 299,100	円 325,500	円 406,600

- 備考 (1) この表は、市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員並びに同条に規定する中等教育学校の前期課程に勤務する教育職員のうち、高等学校の教員の免許状を有しないもの及び中等教育学校の後期課程の教科を担当せず、かつ、進路指導その他当該中等教育学校の後期課程の業務に従事しないものに適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円(人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額)をそれぞれ加算した額とする。

学 校 栄 養 職 給 料 表

職員の区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100
	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900
	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800
	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600

57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400
86		290,700	326,500	347,300	
87		290,900	326,700	347,600	
88		291,100	327,000	347,900	
89		291,500	327,400	348,300	
90		291,700	327,800	348,600	
91		291,900	328,200	349,000	
92		292,100	328,600	349,300	
93		292,500	328,900	349,700	
94		292,700	329,100	350,000	
95		292,900	329,500	350,300	
96		293,200	329,800	350,600	
97		293,500	330,000	350,900	
98		293,700	330,300	351,300	
99		293,900	330,600	351,700	
100		294,200	330,900	352,100	
101		294,500	331,100	352,600	
102		294,700	331,400	353,000	
103		294,900	331,800	353,400	
104		295,200	332,000	353,800	
105		295,500	332,200	354,300	
106			332,400		
107			332,800		
108			333,000		
109			333,200		
110			333,600		
111			334,000		
112			334,400		
113			334,600		
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
	円 189,700	円 216,300	円 244,500	円 257,900	円 283,100

備考 この表は、学校栄養職員に適用する。

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600	382,500			
95		296,200	344,100	382,900			
96		296,600	344,500	383,300			
97		296,800	344,700	383,600			
98		297,100	345,100	384,100			
99		297,500	345,500	384,500			
100		297,900	345,800	384,900			
101		298,100	346,100	385,200			
102		298,400	346,500				
103		298,800	346,900				
104		299,100	347,300				
105		299,300	347,800				
106		299,600	348,200				
107		300,000	348,600				
108		300,300	349,000				
109		300,500	349,500				
110		300,900	349,900				
111		301,300	350,200				
112		301,600	350,500				
113		301,800	351,000				
114		302,000					
115		302,300					
116		302,700					

	117		302,900				
	118		303,100				
	119		303,400				
	120		303,700				
	121		304,100				
	122		304,300				
	123		304,600				
	124		304,900				
	125		305,200				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200

備考 この表は、事務職員に適用する。

別記第2

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例

第5条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	402,000
2	461,000
3	522,000
4	603,000
5	701,000
6	800,000

第5条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	336,000
2	371,000
3	398,000

別記第3

一般職の任期付職員の採用等に関する条例

第7条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000